

東住吉区の学校選択制の方針の一部変更について

1 変更の内容

(現状)

選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹が、兄姉が在学する学校を希望する場合でも、優先扱いしません。



(変更後)

選択した通学区域外の小学校に兄や姉が在学する弟や妹が、兄姉が在学する学校を希望する場合、優先扱いをします。

2 実施時期

令和7年度入学より

3 今後のスケジュール

3月下旬 教育委員会へ上程、可決後、区HPに公表

8月初旬 区広報誌「なでしこ」に掲載

8月下旬 学校案内を7年度入学予定の保護者へ配布

～10月末 学校選択期間

令和7年4月1日 入学

東住吉区における学校選択制

1 類型（区によって異なる）

自由選択制 区内のすべての学校が選択可能

2 選択の機会・対象者（全市共通）

機会は、小中学校に入学する際の各1回のみ

対象は、新小学1年生及び新中学1年生

3 選択できる範囲（全市共通）

区内の学校に限られる。

通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、希望すれば必ず通学区域の学校に就学できる。

4 各学校の受け入れ（全市共通）

学校選択制による生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則行わない。

受け入れ可能な学級数は、1学級分の増加を上限とする。

5 学校選択の方法（全市共通）

学校希望調査表は期間内に全員が提出（通学区域内の学校を希望する場合も提出）

6 選択による優先（区によって異なる）

きょうだい関係（小学校のみ）…兄や姉が在学する通学区域外の小学校に弟や妹が入学を希望する場合、優先扱い

7 通学（全市共通）

原則徒歩で自転車の利用は禁止